

四日市市上下水道局告示第18号

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、平成27年度四日市都市計画下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

平成27年4月6日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

賦課対象区域

平津町、采女町、西日野町、東日野町、尾平町、日永西五丁目、川島町、生桑町、ときわ五丁目、札幌町、大字日永、大字泊村、大字羽津、小古曾四丁目、前田町、川北一丁目、川北二丁目、大字西阿倉川、山城町、伊倉三丁目、山分町、桜町、智積町、桜台本町、西富田町、大矢知町、芝田一丁目の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）